



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第961号 令和8年6月26日発行

目次

※は県例規集掲載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
339	特別保護地区を指定するに当たり指針案を 公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策課
340	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律の規定による公聴会を開催する 件	同
341	県営土地改良事業の工事が完了した件	農山漁村振興課
342	道路の区域を変更する件	高規格道路課
343	道路の供用を開始する件	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部 を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6	採用候補者名簿の失効	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7	貴重品運搬警備業務2級検定の実施期日等 を公表する件	

徳島県告示第339号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1(1) 特別保護地区の名称
高丸山鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域
勝浦郡上勝町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）
- (3) 特別保護地区の存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- (4) 指針案
 - ア 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地
 - イ 特別保護地区の指定目的
この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息地の環境の保全を図る。
- (5) 縦覧場所
徳島県農林水産部鳥獣対策課鳥獣管理担当、徳島県徳島農林事務所林業振興担当及び上勝町役場
- 2(1) 特別保護地区の名称
轟鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域
海部郡海陽町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）
- (3) 特別保護地区の存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- (4) 指針案
 - ア 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地
 - イ 特別保護地区の指定目的
この区域は、鳥獣の生息に適した広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息地の環境の保全を図る。
- (5) 縦覧場所
徳島県農林水産部鳥獣対策課鳥獣管理担当、徳島県阿南農林事務所林業振興担当及び

び海陽町役場

徳島県告示第340号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和8年7月15日（水曜日）午前10時から	徳島市新蔵町一丁目67 徳島県徳島農林事務所新館3階入札室	高丸山鳥獣保護区特別保護地区（勝浦郡上勝町、既指定、面積29ヘクタール、存続期間10年間）の再指定について
令和8年7月23日（木曜日）午後1時30分から	海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場海南庁舎2階第3会議室	轟鳥獣保護区特別保護地区（海部郡海陽町、既指定、面積120ヘクタール、存続期間10年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

- 1 高丸山鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件
徳島県徳島農林事務所林業振興担当（電話088-626-8582）
- 2 轟鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件
徳島県阿南農林事務所林業振興担当（電話0884-24-4130）

徳島県告示第341号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
阿南市長生町川ハタ94番地 田中勝彦ほか17名	長生西部地区	令和8年6月12日

徳島県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年6月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
108	勝浦三野	三好市三野町太刀野山字川又 3850番1地先から 同 3879番5地先まで	旧	9.2~22.6	41.5
		同	新	12.6~23.9	41.5

徳島県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年6月26日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

徳島県知事 後藤 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
32	山城東祖谷 山	三好市池田町松尾大申308番 1地先	21.4	令和8年6月26日

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月26日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則7-7）の一部を次のように改正する。

別記様式の注の3中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

徳島県人事委員会告示第6号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則4-9）第46条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和8年6月19日をもって失効したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年6月26日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和7年6月11日

徳島県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年6月26日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和8年10月9日（金）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

えひめ青少年ふれあいセンター

（愛媛県松山市上野町甲650番地 電話089-963-3166）

3 受検定員

10人程度

4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であつて徳島県内の営業所に属するものとする。

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和8年8月3日（月）から同年8月7日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検

定申請者」という。)のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書(検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。)

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面(以下「住所地疎明書面」という。)又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則(平成18年徳島県公安委員会規則第15号)第9条第1項に規定する警備員所属証明書(以下「警備員所属証明書」という。) 1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類(以下「検定申請書等」という。)は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和8年8月24日(月)から同月28日(金)までの午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票(検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。)は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革(ベルト)、帽子(警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽及び雨着(雨天時に使用する。)を持

参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 発熱、体調不良等の疑いがある者、体調に不安のある者等については、受検を認めない場合がある。

(3) 天候その他やむを得ない事由により日程を変更又は中止する場合は、検定申請者又は受検者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

10 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。